

公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和8年7月9日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度消費生活相談啓発業務委託
- (2) 業務内容 令和8年度消費生活相談啓発業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月1日
- (4) 契約限度額 3,146,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が、「大分類5企画・製作」及び「小分類5広告・広報」両方に登録されており、格付区分がA、B又はCであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けているものでないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部くらし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：(086) 226-7346

FAX：(086) 225-9151

メール：kurashi-syohi@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、企画提案参加資格確認申請書【様式1】を次のとおり提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

① 配布期間

令和8年7月9日（木）から令和8年7月23日（木）までの午前9時から午後5時まで

② 配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県県民生活部くらし安全安心課のホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/22/>

(2) 企画提案参加資格確認申請書【様式1】の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和8年7月23日（木）午後5時（必着）

② 提出場所

上記3の場所に同じ。

③ 提出方法

持参、郵便（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）、又は電子メール（郵送、電子メールの場合は電話にて到着確認をすること。）

(3) 企画提案参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書【様式1】を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和8年7月27日（月）までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

② 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日から起算して7日以内に上記3あてに、郵便、又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

(4) 仕様書に対する質問の受付及び回答

① 受付期限

令和8年7月23日（木）午後5時

② 受付方法

質問・回答書【様式2】を電子メールで送信すること。ただし、到着したことを電話で契約担当者に確認すること。

③ 受付場所

上記3の場所に同じ。

④ 回答

令和8年7月27日（月）までに質問時と同様の方法により個別に回答する。また、必要に応じて、内容を岡山県県民生活部くらし安全安心課ホームページに掲載する。

⑤ その他

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

企画提案に参加する者は、次の場所へ持参又は郵便（書留郵送、その他これに準ずる方法によるものに限る。）により提出しなければならない。

①提出期限 令和8年7月30日（木）午後5時（必着）

②提出場所 上記3の場所に同じ。

③提出書類

○企画提案書【様式3】【1部】

○企画提案説明書（様式任意、A4縦（横書き）左綴り、カラー）【5部】

- ・提案する企画の趣旨、コンセプト、業務の具体的な内容等を記載すること。
- ・制作物のイメージを分かりやすく表現した資料をもって提案すること。
- また、制作物の仕様（材質・規格等）を具体的に示すこと。
- ・SNS等広告については、内容を絵コンテや写真等を活用し、分かりやすく表現した資料をもって提案すること。（枚数制限なし。）

○業務の実施体制に関する資料（様式任意）【5部】

- ・本業務の責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。また、制作責任者、担当者等について、その所属、氏名、実務経験、本業務における役割等を併せて記載すること。

○企業等の概要（様式任意）【5部】

- ・既存のパンフレット等でも可。
- ・共同提案の場合は、全参加企業の概要を添付すること。

○見積書（様式任意、A4縦）【5部】

- ・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
- 本業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。
- ※見積書には会社名及び役職、代表者名を明記の上、代表者印を押印するか、見積書の作成責任者及び作成担当者の氏名並びに連絡先を明記する。

7 委託候補者の決定方法

企画提案書が提出された場合は、岡山県県民生活部内に設置する選定委員会において審査し、総合的に判断して候補者を決定する。審査結果については、提案者あてに書面により通知するとともに、岡山県県民生活部くらし安全安心課ホームページにおいてその旨公表する。

8 契約に関する事項

(1) 契約の締結について、委託候補者の決定後、採用された提案を当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153号及び第155条の規定による。

(3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書【様式4】を提出しなければならない。誓約書を提出しないときには、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

9 その他

- (1) 提案に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出された書類および添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (7) 審査の過程において、追加資料を求めることがある。